

第8回宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会
議事録

【日時】平成26年11月17日（月）午前14時00分～午前16時20分

【場所】宝塚市クリーンセンター 3階会議室

【出席者】委 員：

No.	氏名	役職等	備考
1	わたなべ のぶひさ 渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授	委員長
2	なかの かづこ 中野 加都子	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科教授	副委員長
4	たかなみ りょうhei 高浪 龍平	大阪産業大学工学部都市創造工学科助手	
6	いしかわ いちお 石川 市雄	環境衛生推進協議会 理事	
7	たなか やすひろ 田中 泰洋	クリーンセンター周辺協議会 会長	
8	ひらと じゅんこ 緋本 順子	NPO 法人 消費者協会宝塚 啓発推進部長	
9	たかはし あやこ 高橋 章子	男女共同参画センター連絡協議会 会長	
10	やすだ としお 安田 寿夫	公募市民	
11	なかたに おさむ 中谷 修	公募市民	
12	いのうえ ひでお 井上 秀雄	公募市民	
13	みらうえ じゅんこ 道上 純子	公募市民	

事務局：(宝塚市環境部) 酒井部長

(宝塚市クリーンセンター) 影山所長

(宝塚市環境部クリーンセンター管理課) 井上課長、肥田副課長、下坂係長

(パシフィックコンサルタンツ株式会社) 枝澤、山崎、渡部

【欠席者】委 員：

3	くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部法律学科准教授	
5	おざき ひさし 尾崎 久	自治会連合会 会長	

【配布資料】

- 整備用地選定方法の検討方針について
- 事業方式の検討方針について
- 新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会開催スケジュール

資料-1

資料-2

資料-3

1 開会挨拶

事務局： こんにちは。本日はお忙しい中、またお寒い中、第8回の宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。クリーンセンター所長をしております影山でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第8回ですが、会議の成立についてご報告をさせていただきます。

13名の委員さんのうち、現在11名の委員さんの出席ですので、会議は成立しておりますので、ご報告させていただきます。また、規則第5条1項の規定によりまして会議の議長は会長にお願いすることといたします。併せて、今日の審議会については公開であることを申し添えたいと思います。

それでは議長、よろしくお願ひいたします。

渡辺委員長： ただ今より、平成26年第8回の宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を始めます。皆さまには本日お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。傍聴は来られていますか。

事務局： 傍聴はございません。

渡辺委員長： わかりました。

では、議事録の作成をいたしますが、署名人を決めるに当たりまして2名、指名させていただきたいと思っております。田中委員、緋本委員、署名をお願いいたしたいと思います。

それでは早速本日の議事に入っていきたいと思います。本日は2つございますが、まず今日の話し合いで概ね決めまして、次回はパブリックコメントに出す前の資料という予定でありますので、最後の詰めの話し合いになると思いますが、まず議題（1）「整備用地の選定方法の検討方針」について、事務局から説明を受けて、それから審議に入りたいと思います。では、よろしくお願ひいたします。

2 整備用地選定方法の検討方針について

事務局： 資料ー1の説明

渡辺委員長： ありがとうございます。非常に網羅した中でクリアに説明いただいております。最終的な整備用地は1カ所のことを指しておりますが、それに至るまでに候補地を複数定める。この候補地を複数定めるプロセスは別途委員会を設置して候補地を選定するということを整備用地選定方法の検討方針としたらどうかとい

う事務局からの説明がありました。

最初の公募ですとか、あるいは市域全体を対象にして複数段階のふるいで絞っていくとか、これは候補地の選定を実際に行う作業はこうするんだけれどということなのですが、それも大変大事であります、事務局、また行政にも強く言わなければならないのは、最終的な決定、一番最後に決める所は行政の判断で、すなわち市長の判断で決めるということはぜひとも皆さんにも合意いただきたいと思っております。これは私から強くお願ひしたい所なのですが、それも含めまして、ご意見、どんなことが盛り込まれているべきであるとか、皆さんお考えは色々あると思いますので、ご発言いただきたいと思います。お願ひします。

事務局： すみません、補足で、説明し忘れた所がございます。前回の資料の中でお示しした3つの方法のうち、あらかじめ抽出した所から選んでいく方法については今回最初から除外してお示ししているのですが、これについても、初めから除外するのではなくて、そういう方法も来年度メニューの中に入れていいのではないかというご意見があれば、今回のこの検討方針の中に復活させることもよいかなど考えております。そのあたりも含めて今日ご議論いただければと思います。

渡辺委員長： 私の方から。「別途委員会を設置し」とありますが、27年度に設置を行う委員会というのはどのようなメンバーで、人数ですか、それから公開ですか、そういったことはどのようにお考えですか。大体考えは事務局の方ではまとまっていると思いますが、ご説明いただけたらと思います。

事務局： この基本構想の検討委員会で基本構想をまとめていただきましたが、具体的な内容を決めていく基本計画という形に進んでいきたいと思ってございます。この基本計画を検討するに当たっても、附属機関という位置づけで、条例設置による委員会をまた立ち上げる予定をしております。その場合には、我々の案の中では、検討委員会の中で大きく分けると、物理的なものを決める施設的な内容を詰めていく部分と、候補地を選定していただく部分があるのかなと思っていまして、できたら分科会という形で2つに分けて議論していただくのも1つの案ではないかなと思ってございます。その中で、この委員会を発展解消するような形で設置を考えておりまして、今よりも若干人数を増やしたような形で設置できればどうかなということをこの3月のときにまた皆様にお示しをしてご審議の機会をいただきたいと思ってございます。その中で、今委員長のお話にもありました用地選定などもご議論いただけたらなと思っております。

渡辺委員長： 2つに分ける予定ですか？

事務局： それがいいのではないかなど我々は思っているのですが、そうではなくて、ある程度人数を絞った中で全員で議論する方がよいという意見もあるかと思います。その辺を1度この場でお諮りできたらなと思っております。

渡辺委員長： そういうことも含めてですね。

事務局： 今日お配りしている資料の3枚目、いつもつけてるスケジュールですが、12月の第9回委員会と、パブリックコメントを経て、3月上旬、3月下旬の議題の中に「今後の検討委員会体制の検討」を入れております。第9回委員会においては、パブコメ用の冊子をまとめるということで、先ほどご説明したような委員会を1つ作って、そこで集中的にやるのがいいのか、もしくは設備のことと用地のことと分科会でやるのがいいのかという所の大枠の体制についてご議論いただければと思います。
具体的な委員構成ですとか、検討項目ですとか、そういうことについては3月の委員会で詳細に詰めていただければと考えております。

渡辺委員長： 具体的なイメージが湧かない中で意見をというのは非常に私も無責任な聞き方をしていて申し訳ないと思うのですが、特に候補地を決めるに当たっては、公開で選定する会議を行うことよりも、候補地になりそうな所というのをあらかじめそこに十分に連絡をして、それがどれくらいできているかで話の進み方が変わるのでですね。ですので、この「留意しなければならないこと」の一番最後にある「配慮が十分になされていること」、ここに凝縮されると思うんです。これは「配慮」という言葉で、例えば事前に話をしておくですか、あるいは、地元還元施設という言葉が必ずしも正確ではないのですが、そういった相談も持ちかけておくべきことであって、そういう事前の地元への配慮についてをもう少し明確にわかるように、今回の検討方針に書き込むことはできないでしょうか。

事務局： 今、この案の中では①、②、③の方法を示させていただいている。今補足説明の中にもありましたように、前回の「あらかじめ市で抽出した…」というのも含めますと4つの方法を今までお示しさせていただいたかと思います。この方法がある程度決まっていかないと、なかなか今委員長がおっしゃっている根回しというのも難しい。公募であれば、どこが公募していただけるのかもなかなかわからぬ部分もありますので、その辺はある程度絞り込みになった後から動かざるを得ないのかなと思っているのですが。

田中委員： 公募というのはいつごろから始める予定なんですか。

- 事務局： 基本計画の検討委員会を立ち上げて、選定の手法について、このやり方にしましょと決まらないとなかなか実際には動けないと思います。動いた後、具体的な期間はどれぐらいかということも考えていかなければいけないかなと思っていますので、今の時点でいつ始めるというのはまだ何も決まっていません。
- 田中委員： 市内全域を対象にと書いていますが、我々としては、一般市民もそうなんでしょうけれども、結局候補地をどこにするか、皆さんそれほど地域に詳しくないと思うんです。その中で、どこにそういう候補地を選ぶのかというのが、なかなか委員の中でも難しいと思うのですが、事務局側としての考え方はどういった方向なんですか。
- 事務局： 用地についてはすごくテリケートな問題かなと思います。委員長からの話もあったように、候補地として選定されたという話が、急に降って湧いて出てくると、合意できるものもできなくなるような性格の所があるのかなと思っていますので、できたら我々としては、ここに書いていますプロセスの透明性ではないですが、皆さんとしっかり議論をした上で、こういう条件で決めたんですよという合意のもとに進めていけたらなと思っています。
ただ、両刃の刃の部分はあるかと思います。それがわかることによって違う動きになるという所もあるので、本当に何がいいのかというのは難しい所だと思うのですが、昔のように市がある程度ポイントを決めてしまう方法はなかなか難しくなっていると思っていますので、ステップを踏んでいけたらなと思っている所です。今おっしゃったように、ごみ工場というのはある程度面積が必要になってきますので、どこでもというわけには現実は行かないと思いますので、ある程度の面積の所を探していくという作業をする必要はあるのかなと思っています。
- 渡辺委員長： いずれにしても候補地の名前が挙がった後で地元に話に行くのでは遅いと思うんです。ですから、公開の場で候補地名が挙がる前に地元と話し合いができる状態、これは別に公にする必要はないんですよ。ですので、あくまで市役所側が責任を持って話をしましたというふうにしてもらわないと、決まるものも決まらなくなってしまいます。
- 田中委員： ですから、この会議では、一応皆さんの意見を聞いて、それである程度抽出した何カ所かの候補地について検討した方がいいのか。皆さんが思っているようなそういう候補地があって、ここはどうですか、ここはどうですかというような話し合いというのも1つの案だと思うのですが。要するにこういう選定方法の方針の検討というのも、ただ漠然とこういうことではなかなか議論というの

は進んでいかないと思います。

事務局： 我々としてはこの前の第7回のときに資料を出させてもらったような形のステップを踏む方針がいいのかなと思っている所もあるのですが、必ずしもこれでなければいけないというわけではないのですが、法的にできる所、できない所のある程度の絞り込みというステップの段階を踏んでいくと何か見えてくる所が出てくるはずなんですね。ある程度見えてきた段階で、いくつかの候補地を委員会で先に決めるのではなくて、今委員長がおっしゃられているように、事前に下話に行くとかいう形を考えていかざるを得ないのかなと思います。ただ、それもなかなか話の持つていきようも難しいかと思うのですが。

この基本構想の中では、色々な選定方法、今ここでは3つ示させていただいておりますが、次の基本計画の検討委員会の中では、この中の例えば①にしましようとか、②にしましようとかいう形で決めていただいて、その中で1つ1つステップを踏んでいくという形にならざるを得ないのかなと思っております。ただ一足飛びにこの方法にしたからすぐ絞り込んで、ここが候補地ですよとはなかなか行かなくて、じわじわ行くのかなとは思っています。

渡辺委員長： 透明性とか、過程が見えるようにとか、一見聞こえはいいのですが、あなたの地域が選ばれたのは公明正大な方法によって選ばれましたと言われても、嫌ですよね。コンサルさんですと色々な経験がありだと思うのですが、あまり透明性ですか合理性とか明確性とか言う方が余計危なっかしくないですか。

事務局： おっしゃるとおりだと思います。選ばれる地元の方に対してと、全市民に対してと、少し対応の仕方が異なることが多いですね。

渡辺委員長： 宝塚の住民の特質がどうなのか私は詳しくわからないのですが、新しい住民の多い所ですね。いわゆる合理的な都市市民ですと透明性ということに強く固執するのですが、そういった所ほど実は決まらない。言ってみたら、そこの土地に昔から住んでいる人たちばかりの所ですと透明性云々ということはあまり言わないけれども、いわゆるあうんで決まっていく。十分な補償も当然ある上で、という話に多分なっていくんですね。ですから、みんなが同じようにフラットな立場にあって、自由に意見を言い合う所というのが、実は一番決まりにくいかなと思います。ですので、宝塚市の人口構成によって、ここの文章は少し配慮が要ると思います。どのぐらいのトーンにするかなのですが。一番決まりにくいのが、新住民と昔からの人たちとが分かれて住んでいる地域ですね。新住民の方が人数が多い所、こうなると大変です。

事務局： 宝塚で言えば西谷がどちらかといえば昔からお住まいの方で、山からこちらは

新住民も混在しています。宝塚はどんどん発展してきて人口が急激に発達してきたまちなので、どの辺から新住民と言っていいのか難しい所だと思うのですが、どちらかというと新しい方がたくさんおられるのが市街地の中かなと思っています。

田中委員：

委員長が言うように、今のクリーンセンターができるときに、野積みしていて、我々、地域はとにかく今の現状を何とかしてくれと陳情して、それでとにかくここに作るに当たって色々な条件を出したのですが、もう本当にやむなく、渋々役所の案をのんだという過程があるんです。古い人間と言ったら、大体この川から東側と、それからちょっと北に上がった宝塚の駅前ぐらいが大体古い市民なんです。駅から北とかはみんな新しい方なので。

だから、我々としては、市がやっとここを立ち退くという約束だけは取りつけたのですが、それがいつになるかというのもはっきりわからないという状態で、まだ彼らとしてはホッとはしていないんですね。本当に決まるのだろうかというような感じでいるのですが。委員長が言ったように、市民の新しい人、古い人という、どの程度まで納得できるかね。それは本当に難しいと思います。候補地によってそれは全然変わってきますからね。

ですから、なかなか整備用地の選定というのは本当に難しい問題だと思います。皆さんの意見はどうなんですか。どこがよさそうというお考えはありますか。西谷も、一応県の用地の買収した所があったんです。それで一時話は進んでいたのですが、それがおじゃんになりましたからね。

事務局：

そうですね。第3次の総合計画の中で宝塚市は北部に次期工場を建てるんだという位置づけで動いていたのですが、新都市が頓挫してしまいました。ですので、進度調整という形で計画が止まってしまい、なかなかそこへ建てるべき土地ができないという状況ですので、整備用地を見直し、今現在はここも含めてすべてを候補地にしてゼロから決めていきましょうという形には一応なっています。ただ、現実にこれだけ建物が建っていて、効率がいいからこのまちの中と言っても、なかなか現実は難しい部分があるのも確かだと思います。

事務局：

先ほど先生がおっしゃったように、候補地として名前が挙がってしまうと色々問題が起こるから、挙がる前に地元調整等が要るということになると、今の選定の段取りから言いますと、例えば1次選定で10カ所、2次選定で3カ所から5カ所、このプロセスを公開でやっていくとなると、最初の1次選定で10カ所決めようとしたときに、10カ所全部に対して、名前が挙がる前に話に行かない駄目だという話ですね。そういうことですよね。

渡辺委員長： そうです。

事務局： すごい労力というか、エネルギーを使う話になるのですね。今の所、すごく配慮すると。そのことで本当にこのプロセス、先ほどおっしゃったように透明性は大事なんだけれど、それをそのとおりやっていくということのかなりの腹積もりとか、決意を持って進めていかないと、そのやり方というのはすごくしんどい部分もあるのかなと今ちょっと思ったのですが。

中谷委員： 今のお話ですが、実際に地元調整を一切せずに、ある程度決めてから公開しますよね。そうすると、トラブルった場合に、それは地元調整をする労力と、実際にトラブルって何年それが続くかわからないのですが、というようなことになると、これ、難しいですね。必ずしも10カ所、10カ所もないかもわかりませんが、例えば5カ所と事前に調整の場を持つ労力というのはすごいかもしれません。

中身はクリーンセンターですから前向きではないかもわかりませんが、新しいことをしようという前向きな形で進む話なんですね。ところが、トラブルが発生すると今度は後ろ向きな交渉というんですか、マイナス的な部分ばかりの話になるんです。そうしたら、これはすごく重たい話なんですね。そうなると、これ、実際にテストするわけではないけれど、難しいと思うんです。

それともう1件、まだ理解しきれていないかもわからないですが、①、②、③を我々この委員会でどれかに絞るというね。

事務局： 基本構想の案としては3つを残したら3つ残したまま、4つにするなら4つを残したままで基本構想として決めていく予定です。

中谷委員： わかりました。そうしたら、次の段階の委員会も同じことが言えるかわからないのですが、白紙の状態で何かを考えているんですね、今我々はね。これ、ものすごく頭に思いつきと発想が湧かないんですね。

渡辺委員長： ですから、今年の段階で何かを決めるということは今の所はしない予定なんです。だけど、次回どのようにするかというのに対して、どうしても申し送りしておきたいことは今年申し送りすることを決めておかないと、来年、じゃあ委員会を開きましょう、じゃあ地図を書きましょう。地図でだんだん候補地が出てきましたよ、浮き上がってきましたということをだらだらとやってしまうと、公開ですから、その地元の人が全く知らない状態でその地図に浮き出るんですよ。それが私はまずいと言っているんです。

地図で色が染まる所が出てくる、その出てくるのを公開の場でするのであれば、遅らせてもいいんです。ずっと遅らせて構いませんから、すべての地域に一応話を持っていくってからでないと公開ではできない。だから、公開でやるのはど

ちらかというと報告会的な話になると思います。その方が後々トラブルになるよりもよっぽどいいと思います。

中谷委員： それと、法令とか規制の問題で何かがあるエリア、これは最初から除外するか何か考えないとすごく効率が悪いですね。調べたら駄目だったとか、わかっているけれどそれは表に出さずに進めて、検討委員のメンバーは知らずに一生懸命考えていくというのも、大きなギャップがありますから。

中野副委員長： 今おっしゃったイメージが湧かない1つの理由として、前回の資料を拝見しますと、市内全地域を対象にある程度候補地を挙げるというのは、ピンポイントで A、B、C という、もうここという、ほとんど住所が明らかなようなピンポイントで候補地を挙げるというような感じになっているんですね。そういう書き方ですね。今日の書いてある③の「①と②の複合的な方法」という所では、途中段階までは①の方法により絞り込んで、絞り込まれた地域を対象として公募を行うと書いてありますね。その方法というのを、ホワイトボードに書いていただけませんか。最初 ABCDEF…と 10 力所候補地があるとしますよね。この③では「地域を対象として公募を行う」ということは、例えば、地域というのかなり広い範囲になりますよね。どういう感じなんですか。今おっしゃっている議論というのはピンポイントの候補地の話をしていますよね。

事務局： 前回の資料をもしあれば、前回の資料の3ページに用地選定のフローの例として挙げさせていただいたのですが、この例で行くと、今おっしゃられたように、法的に建てることができないような所とか、ある程度市域を色分けして、そこは当然ながら除外をされていきます。そういう絞り込みから入って、例えば面積の要件を加味すると、面積が取れない所は当然外れていくような形で、1次選定である程度絞り込んでいく。ここでは 10 力所程度と書いていますけれども、果たして宝塚に 10 力所あるかどうかもやってみなければわからないのですが。

2次選定の中では、搬入ルートの問題ですとか、収集効率の問題ですとか、そういうものをその中の残った所で落とし込んでいって、ある程度地域をもう1段絞り込んでいく。まだここではピンポイントの場所はわからないと思うのですが、何となくこの辺というぐらいまで浮かび上がります。

第3次の中では、ここに書いてありますような技術面、環境面、土地利用面と色々評価するとある程度ポイント的に何力所か出てくるという状況のイメージで我々は思っております。

中野副委員長： 前回の2ページ、あらかじめ抽出された複数候補地とありますね。

- 事務局： 前回の①に挙げたのは、逆に市がいいと思う場所をいくつか提示する方法で、従来の方法です。実際、従来ではいくつか出さずにワンポイントで多分行ったと思うのですが、市の方から提示する方法を前回の①で出させてもらいました。
- 中野副委員長： できれば、今日提案されている①、②、③の複合的な方法というのを図でイメージを示してほしいというのと、結局公募するということになっているのですが、本当に応募してくる可能性はあるのかということなんです。
- 事務局： それはない可能性もあります。
- 田中委員： ないでしょうね。うちに来てください、うちはどうぞという所はまずないと思う。
- 渡辺委員長： 土地を売りたい所はないんですか。
- 中野副委員長： 応募の可能性がほとんどないのだったら、ここで「公募」という前提そのものが現実的には信じがたいと思っているので、皆さん多分イメージができる。まずイメージを書いていただけますか。10カ所として。
- 田中委員： 結局ここには何もなくて、この地域の住民だけを何とか説得して、それで否応なしにといってここに建ったんです。
- 高橋委員： それは前回の①の方法だったということですか。
- 事務局： 前回の①、②、③と、今回の①、②、③が違うものを指しているのですが、前回の①だと、あらかじめ市が複数候補地を抽出する方法です。例えば宝塚市の全域から、例えば、ここ、ここ、ここというように。施設に必要な面積が、例えば10haだったとしたら、ここの10ha、ここの10ha、ここの10ha、これらのうちどれがいいですかというのが前回の①の方法、あらかじめ抽出した場所から選んでいく方法です。
前回の②の方法ですが、「1次選定で複数候補地域を抽出します」と書いています。これは例えば建てられない地域を網掛けをしていったときに、残る場所が候補地域として絞り込まれるということです。次に2次選定の中で、収集運搬のルートなどを考えると、より具体的な場所が浮かび上がってくる。3次選定でそれらを、総合的に比較するというような流れになります。
前回の③の方法での「公募」というのは、全市域を対象として、どこか10ha以上の土地を持っている方を募るという方法です。

中野副委員長： 手を挙げてくれるのを待つということですね。

事務局： そうです。1ヵ所しか手を挙げられなかったら、その場所になります。
今回の資料での「③複合的な方法」というのは、どの段階で公募するかは要検討ですが、例えばある程度建てられない地域を絞り込んだ後に、残った地域の中で10ha以上の土地を持っている方を対象に、手を挙げてくださいという方法です。そういうイメージで今回の①、②、③の方法が分かれてくるというイメージです。

中野副委員長： 残った場所から公募するということは、ピンポイントはある程度決まっているということですね。例えば除外していって、ここ3ヵ所、この地域全体からどこかありませんかと手を挙げてもらうわけですか。

事務局： そうです。ただし、どこまで絞り込むかというのは要検討ですというように留意事項として挙げています。本当に具体的な地域をいくつか示した上で公募するという方法も考えられますし、漠然と広い範囲から公募するというようなイメージでも、どちらも考えられます。

中野副委員長： 例えば、何か条件がある場合には、漠然とここから手を挙げてくださいと待っていないで、この辺が考えられますねということを示さない場合には、条件が合う所はそんなにないわけですから。

事務局： そうですね。

中野副委員長： だから、実際には具体的ないくつかの場所をピンポイントで絞り込んでおいて、どこか手を挙げていただけませんかというのを待つということになるわけですか。

事務局： 公募による方法を組み合わせればそうなります。
完全に絞り込んでしまう場合は、委員会の結論としては、いくつかの候補地を出してもらって、行政の方でその候補地を対象にその後で交渉することになります。

中野副委員長： やっぱりこの地区は、条件が合う所は限られるわけですから、ピンポイントになる。

事務局： 条件が合う合わないというのも、法的に規制がかかっていて建てられないという場合と、できれば収集の効率を考えるとここがいいとか、できれば電線の場

所を考えるとここがいいとか、「できれば」という条件と、絶対無理という条件と、レベルが分かれているんですね。必ずしも絶対無理という条件ではなければ、手を挙げていただける場所があるかもしれません。

中野副委員長： その違いというのは、例えば最初考えたときに考えられた地域があっても、法的にだめな所は外れて、ある程度考えられる候補地の中から選ぶということですか。ある程度絞り込まれた地域の中で、その中で選ぶという。だから、全く法的に無理な所は入ってこないということですね。

事務局： そうですね。もとから法的に無理な場所は除いた上で公募するという。

中野副委員長： 渡辺先生がおっしゃっているのは、選ばれた地域に対して、あらかじめ市でちょっとぐらい話を持つていってくれたらなという話ですか。

事務局： そうです。

安田委員： ちょっとよろしいですか。今議論されていることと少し違うかもしれませんのですが、これは前回もそうですが、焼却ごみの処理施設ということで話が進んでいますね。実際は資源ごみもありますよね。というのは、色々な用地を検討する場合に、どれくらいの広さが必要かというのが問題になります。そうしないと抽出もできないですし。そうすると、この後、事業計画にも関係しますが、資源ごみはほとんど外注できるといいますか、民間に委託して、焼却ごみ施設だけできないかと私は考えるんです。この辺はクリーンセンターでも検討されているのではないかと思うのですが。例えば紙類はほとんど民間委託しています。またプラスチックごみはどうかというと、今倉庫に集めていますが、あれも全部外部委託すれば敷地は要らないわけです。できると思うんです。そのほか、缶・びんは一緒ですけれど、例えば分けて、ガラス瓶だけを民間に委託して集めてもらう。1つ1つの種類ごとに資源ごみを洗い直して、どのようにしたら一番いいかという処理方法をまず検討して、そうしたら資源ごみについては、極端に言えば敷地はゼロでも行けるのではないかと。そこまで検討をクリーンセンターですることが必要だと思うんです。それから敷地の面積。というのは、何haという敷地が要るのか。焼却ごみの処理施設だけなら1haぐらいで行けるのではないかとか、その辺ある程度目途をつけて敷地を考えないといけません。ただごみ処理施設というと、色々な資源ごみの処理場も全部確保した、そういう面積を探す場合、ずいぶん違ってくると思うんです。その辺は公募にしろ、ある程度面積が決まらないとできませんよね。その辺をどのような段階で進められるのかということを私は考えているのですが。検討しているのは、焼却ごみの処理施設だということですよね。そうでなかつ

たらほとんど、公害の問題とか、市民からのリスクはあまり考える必要はないと思いますし。ただ、そんなふうに全部民間委託したら、例えば収集のときの問題は一番気をつけなければいけないので、市民の協力が今以上に必要だと思いますし。そうなった場合でも、業者としては収集計画とか、あときっちりやっているかどうか業者を監視するための管理、そういう仕事は行政の方でしなければいけないけれども、かなり絞れるのではないかと思うんです。その辺はどの段階ですか。次の段階だと思うのですが、用地を色々考えるときにちょっと頭に入れておかないといけないなと思うのですが。

事務局： 基本計画の中では、規模、処理方式が具体的に決まっていきますので、その中で何トンとなれば、それなりの用地もある程度決まってきます。

今ご提案いただいたような資源ごみの部分ですが、なかなか難しくて、ごみは廃棄物という位置づけで、法律の中では行政区域内を基本的には出す、その中でやっていきましょうと。「専ら物」という形で若干例外的な部分はあります、基本的には宝塚市から出たごみは宝塚市内で処理をしていくと。その中で考えますと、業者委託をするにしても宝塚市内となる。プラスチックについては今現在ここで集めて、業者さんに別の所に持っていくってもらったりとかいうことはありますが、一旦は受け皿としてのクリーンセンターという位置づけもあると。その辺もやり方はあるかと思うのですが、理想論だと、今おっしゃられたように、極端な話、市が集めなくても、びんはご家庭の方がみんな店に返してくれれば集める必要はないでしょうという、理想はそうなるのですが、現実、今こういう形で 10 分別して集めていますので、ある日突然なくなるのはなかなか現実的には難しいのかなという気はいたしますので、ある程度の設備はやはり持っておかないといけないのかなとは思っています。

それと、粗大ごみが入ってきますので、今ある破碎処理施設は市の方で持つておかなければなりません。

中野副委員長： それを含めても、先ほどからのご意見だと、応募がない可能性が強いという話ですね。その場合、どうするんですか。

事務局： 今ここの基本構想の中では検討の方針を決めていただきます。具体的な選び方については、今ここで例示している①、②、③の中から次の段階で決めていただきますが、その中で、1つの方法として公募というのもあるのではないかと。複合型の、絞り込んでから公募という方法もあるでしょう。それから、最後まで絞り込みという方法もあるでしょう。今ここでは消してしまいましたが、前回の①のように行政側が3つか4つ複数決めて、この中から選びませんかという、そういう方法の中から皆さんで今度は選んでくださいよと。その中の選び方については、ここでは客観性、合理性、妥当性を踏まえた上で決めてくださ

いという留意事項として基本構想では決めていくので、絶対に公募でやりますよというのをここで決めていくわけではないということなのですが。

中谷委員：ここで決めないという話は理解しましたが、しかし、これは人それぞれの考え方の違いが、若干わかりませんけれど、私個人的には白紙の段階で①、②、③だけあります。①、②、③の中身を理解できない、あるいは理解どころか、全く何もない状態で公募による方法にしましょうという考えは全くゼロです。でないと、我々委員会で公募がいいですねと言って、本当に応募するような地域があるのか。それもわからないのに公募にしましょうというのは、他力本願的で無責任な気がするんです。今のは全く個人の考えですが。

それともう1つ、さっき透明性の話が出ましたね。私は委員長がおっしゃっていることはよくわかります。今クリーンセンターがここにありますて、次に新築するときはどこかに移りますという契約みたいなものがあるということを聞きました。私は比較的近くの企業に勤めていましたし、宝塚で既に40年ぐらいは生活しているのですが、新しくするのだったらまたここを新しくするのかなと思っていました。ただその折、器が2つになるので大変だなというようなことをずっと思って、結構難しいことをやらなければいけないなと思ったり、あるいは逆にある長いスパンの間ではここのクリーンセンターがどこかに移るということを思ったこともない時期もあるんですね。実際にこういうふうに入ってくると、次、新築するような契約とか取り決めがあったんだなど。これ、ひょっとしましたら、色々な問題がありますけど、1つの発想として、最初にここにクリーンセンターを作ったとき、このエリアの方にはご迷惑をかけますよと。しかし、次はまた別の所にしますというような、そういう透明性とか明確性を表に最初から出すと、こういう難しい話は、ちょっと内容と説明が難しいですけれども、何かそういうことが少し考えられるのではないかなと思ったり、今思うんですけど。何か透明性とか明確性とか、先ほどの話がありましたが、実際にこういう問題にはちょっと蓋をしておきたいとかいう概念とか考え方方がやはり行政側にずっとあるんじゃないかなと。それは時代とともに発想の転換を大きくしたらまた新しい道が開けるかなと思ったりもしますが。そう簡単には行かないのですが。

辯本委員：私自身がもし用地選定ということを考えるときに、委員長がおっしゃったようにあらかじめ地元の方と少しは来るかもというようなお話があるとわかっている方がいいです。ごみ処理施設を受け入れるという負担を持ってもらう所を選ぶというのはこちらも気が重いというか、責任があることですので。一応地元の人にも話が伝わっていますということがあれば、ふるいにかけて絞っていくというのもお話をしやすいのかなと思ったりするんですね。

それと、仁川の競馬場は昔はすごくマイナスなイメージでしたけれど、今はフ

アミリーが集ったりしているので、ごみ処理施設なんだけれどもすごく良いイメージを高めてからお話を持っていくとか。公募はないかも知れないのですが、もしかしたらそんな施設だったら応募される所がないかなと思ったりするのですが。

渡辺委員長： 公募については、今回の報告書でパブリックコメントにして、その後、公になりますね。そこに公募の言葉は入れた方がいいと私は思っています。そのあてがあるのかというと、あてがあってもなくても構わないです。公募という言葉を1つ書いておくと、土地を売りたい人が仮にいた場合に、その人は結構見ているんですよ、こういう大きな案件というのは。うちは実は売りたいんだけれどというふうに誰かが声をかけてくるかも知れない。宝塚はそういう土地はないんですか。大阪とか神戸の不動産屋さんが実はすごく広い土地を持っていて、自分は関係ないんだけれど、今資金繰りに困っていて、40億だったら売りますとか、そういう話というのは郊外ではあるんです。宝塚はいい土地だからあまりそういうのはないのかもしれません、それでもいわゆる塩漬けになっている所とか、そういう所というのは、例えば市であるかもしれませんね。詳しくわかりませんが、市の中で例えばほかの部署で持っているかもしれませんので、それを市役所内の公募といいますか、市がもともと持っている資産を使うというのだったら市民は恐らく納得しやすいと思いますしね。ですから、公募という言葉にはいろんな意味が入っていると思いますから、それは入れておいていいと思います。

さっきから強く申し上げたのですが、じゃあ決めましょうと言って、ある日突然パッと自分の土地の名前が挙がってくることだけは避けないと、そこだけは市役所の方にはご面倒をおかけするのですが、あらかじめ地元に入って、町内会があるかどうかわかりませんが、そういう所に話を持っていくのがまずはいいと思います。そのためにも10カ所は多いですよ。だから、もう少し減らす必要はあるかと思います。それは地元と市役所の関わり合いで、事前に話し合っていかれたらいいと思います。

道上委員： 私も考えていたのですが、私どもは中山地区なのですが、本当に溜め池というのか、すごく池が多いんです。水利組合が皆さんしているのですが、池は必要がないんじゃないかなと思う。ほとんど田んぼもないし。だから、そういった場所、水利組合とかそういった所からの公募もあるんじゃないかなと。広い所がたくさんあるんです。本当にこんなに池が必要かなといつも思っているので。そういった広い土地はずいぶん前には小学校が建つとか何とか言いながら、そのままになっているんですね。水利組合が色々難しいらしいのですが、そういった所の候補も、そうしたら市内の中で、さっき緋本さんが言われたように、文化的な活用とか、子どもさんの少子化の問題とか、そういったことで色々な

ことができる。市内だったらすごく使いやすいから、あの池が何とかならないかなとずっと考えてきていたのですが。こういった本当に市民にとって役立つ大きなものなので、その辺も考えて、本当にこういったごみの問題というのは嫌がられるのではなくて、喜ばれるような感じのものを、市の職員は大変だと思いますが、前もって水利組合さんとか、そういった所、本当にたくさんあるので、私も 50 年ぐらい宝塚市に住んでからずっとあの池は何とかならないかなと思うので。もう住宅になってしまって池の必要性がほとんどなくなってきたるので、何とかしないと思うのですが。具体的なことを言ってすみません。まだ何も決まっていない中なのですから、そういった所を踏まえて、公募というのは必ず入れておかないと市民の中で透明性という所が、公募だったということがあると非常にいいなと私は思います。

田中委員： 今の意見の中で、土地はあっても、結局地域の住民がみんな反対する条件として、要するにダイオキシンとか、色々な公害問題があるんです。これを第一にみんな考えるんです。だから、いくら土地があっても、その周りの地域の住民はとにかく公害問題をまず第一に考えますよね。ですから、それなりの広い土地が要るというのは、結局そういったことも、みんなそれを考えてから言うのであってね。だから、土地があるから作ればいいという問題ではないんですよ。やっぱり公害問題にしても何にしても、そういう周辺環境への影響はまず第一に考えなければいけないことなんですね。

事務局： 考え方の中で、本当にどうしていくのかという所があるかと思います。ここも 1 つの候補でしょうし、絞り込んでいくという方法もあるのですが、どうしてもこの施設というのは 1 ヶ月ほど止めておきますというのができない施設なので、これはこれでずっと動きながら新しいのが建って初めてバトンタッチするということを考えると、今のクリーンセンターのこのままではとてもじゃないですけど建て替える所はないのかなと。これを建て替えようと思ったら、周りも取り込んでみたいなことを考えていかざるを得ないと思います。それも 1 つの案ではあるかと思います。電気が要る、水が要るという部分もありますし、法的な要因で建てられない所もありますので、そういうものを選択しながら候補地を決めていくのがいいのかなというふうにも私個人は思っていたのですが。とにかく今回の基本構想の中では、色々な方法の中から、次の段階で決めていくんですよということです。ただ問題なのは、全然公募の見込みもないのに、公募という方法を挙げておくのかと。委員長の言われたように、その選択肢は残しておきましょうということも考えられます。だから、ある意味初めに補足で説明してもらいましたが、市が候補地を決めるのも選択肢だから残しておくのかというのもあってもいいのかもしれない。

中野副委員長： 候補地というのと、公募というのがすごく大事だと思います。例えばこういう

ことを考えないといけないと思うのが、公募というのを残しておいたら、この中で公募として手を挙げてくるのはここしかなかったら、この委員会がここに建て替えを認めたという、そういう出来レースみたいなのもあっていいですかということなのですが。そうですよね。だって現実に、それでいいのだったらいいのですが。

事務局： その辺で留意しなければならない所というので、1つ目の「1カ所以上の候補地が絞り込まれるようにすること」の所で書いているように、公募だけにしたら、もし1カ所のみが手を挙げられたら、他が無い場合はそこになります。その辺も留意しながら決めていく必要がありますよというのはそこの所に書かれているのかなと思うんですね。

渡辺委員長： 公募で手を挙げる所は、大体、土地所有者が取扱いに困っているような所であることが多い、例えばゴルフ場が出来て値段が上がるからと買ったはいいものの、誰もゴルフせず、というような土地ですとか。結局土地を買ったときの値段より高くなつたからと言って、こんなのがあつたら売りたいと。そういうのが多いですね。ですから、そこが市内でも端の方だったりすると、それはそれで市にとってはずっと収集コストが大きくなりますから、大赤字のもとになるんですよ。金食い虫になってきますからね。

いくつか皆さんからご意見をいただきましたが、文章として「あまりオープンにしないこと」とは書けないですが、配慮を十分されていることは書いていただいているのですが、これをもう少し明確に書くとすれば、「選定過程中であつても地元との連絡調整は保つこと」と、それからもう1つ、「行政は歓迎される施設とするように努めること」とか書けませんかね。迷惑施設であることが最初から書いているのがどうも、それも面白くないので、今申し上げた2つほど入れていただけませんかね。

あと、「選定のプロセスに透明性があること」というのは、これは必要ですか。これはできたらいい方がいいと思うのですが。というのは、客観性があることという文章の中で、「用地選定の過程が明確である」という言葉がここに書いていますので、それと重ねて「透明性」という言葉をここに入れるかどうかなんですが。それと相反する意味ですが、「選定過程中であつても地元との連絡調整を保つこと」というのは、言ってみたら不透明、半透明ですよね。だけど、その方が皆さん納得されるんじゃないですかね。

高橋委員： 今の「透明性」ということについて考えると、選定の段階で、金銭の授受とか、具体的に言えばそういうやりとりがあつてはいけないという、そういう意味の透明性と、委員長がおっしゃった選定の段階で公開するという意味での透明性とは別じゃないかなということを思います。透明性というのは、市民にとって

はそういうふうに書かれているということは嬉しいことだと思うんです。知らぬ間に決めていかれたというのではなくて、排除すべきことは排除するでいいのですが、透明に決めていますよということが市民にわかるということは大事ですし、先ほど選定する場合に本当に今までの焼却場だったら色々な公害問題とかで来てもらったら困るという発想になると思うのですが。確かにそういう人が多いけれども、そうではなくて、性能がよくなつて、より良いものができる段階でそういう問題が払拭されるんだということを市民に知らせていくということ。そういう中で、街中にできても問題ないんだよということが示されていくというのは必要じゃないかなと思います。そうしないと、ずっと奥の方に行って、それで本当にいいのかなと思いながら。すごく立派なものはできていれば、それでいいのかなと。そういう一面の疑問もあるんです。ちょっととりとめのない話ですが、市民の立場からはそういうふうに思いました。

井上委員： それで言うと、例えば別途委員会で次の候補地を挙げるとなっていますよね。その委員のメンバーはどうなるの、ということになりますよね。反対する、来てほしくない所の人が会議に何らかの形で入ってくるとか、そういうことになってしまえば、形の上では透明性はあるんだけれどもということになってしまいますよね。

高橋委員： そういう意味では委員の選定は大事です。

中野副委員長： ここに書いてあることは矛盾があるのではないかと思うのですが、今日の資料1の2、整備用地選定方法の検討方針（案）と書いてありますね。二重で囲んだ上の所に、「また、いずれの方法でも、委員会での検討はあくまでも候補地を選ぶことです」と書いてありますね。でも先ほどのご説明だと本委員会での検討は選定方法の検討方針を決めるだけとおっしゃいましたよね。だから、本委員会と別途委員会とは区別して、この委員会では選定方法の検討方針を決めるだけなんだというふうにしておかないとおかしくありませんか。ここで候補地を選ぶことまで書いてしまうと、公募とまた矛盾が出てくると思うんです。

事務局： 「また」以降の委員会が本委員会と次の委員会がごっちゃになっているということですね。確かにそうですね。

中野副委員長： だから、ここの委員会では候補地をA、B、Cと選ぶことではなく、こういう方法で選びましょうということの検討方針を決めないといけないとすると、「候補地を選ぶこと」とはっきり書かない方がいいと思う。選定方法の検討方針を決めることですと書いた方がいいと思うんです。下の方を見ていくと、「別途委員会を設置し候補地を選ぶ」という2段階にしておかないと、私たちのこの委

員会で候補地 A、B、C を決めないといけないと思ってしまう。

事務局： この委員会は、逆に基本方針を決めていただくので、この文章はでき上がったものとして出ていきますので、「また」以降に出てくる委員会というものは次回以降の一番下に書いてある別途設置する委員会になってくるのですが、その辺がわかるような書きぶりにします。

あくまでも別途設置する委員会で、客觀性、合理性、妥當性を確保できるような方法を決めて、候補地の選定をしてくださいということです。ただ、次の委員会でもピンポイントで決めるのではなくて、あくまでも1カ所以上の複数の候補地を決めていくのは次回の委員会でそこまでですよ、ということです。本当に決めるのは、あとは行政が責任を持ってやるということを、本委員会の基本方針として出すということがはっきりわかるようにします。

中野副委員長： ここに来ていらっしゃる皆様の役割をちゃんと書いておいた方がよいと思います。どの話をしているのかわからなくなる。

事務局： 1段落目と分かれてしまっているので、わかりにくくなっています。1段落目に、基本構想では選定方法についての検討方針を定める、そこまでであるということを書いてございます。そのあたり、一番上の段落と一番下の段落が離れてしまっているので、ごっちゃになってしまっているのではないかと思います。誤解のないように修正します。

安田委員： 次の委員会では、ということですね。

事務局： そうですね。一番最後の段落は次の設置する委員会での話です。

渡辺委員長： ①ステップ、②公募、③複合的な方法という、ここはこのままでよろしいですか。公募というのは、こう書いているのは、応募される方がいるかもしれない、あるいはそういった人が見てもらうかもしれないということで、可能性を残しておくということですね。

「留意しなければならないこと」の所で少し手を入れたいと思うのですが、先ほど私から提案したのが3点、選定過程中でも連絡調整を保つこと、行政は歓迎される施設とするように努めること、あと、透明性という言葉をあえて特出して載せない方がいいのではないかということで、それこそここについてはまとめたいと思うのですが。金銭の授受云々とか、そういういわゆる犯罪がないようにという意味での透明性ですね。

高橋委員： 市民としてはそう思ってしまうんです。だからそう思って発言したので、その

辺が「公平性」とかいう形で配慮されていいかと思います。

緋本委員： ③のカッコ書きですが、ここは今の時点で、公募がなかったらゼロになってしまふというふうにお話が出ているので、思い切って削除するか、例示で出すにしても別の方法、例えば①の方法で絞り込みを行うときに既に公募を同時にやって、その中から絞っていくとか、そんな形にしたらいかがかなと。

渡辺委員長： ③のカッコの中は余計だと。

緋本委員： 余計というか、これだと、最後に公募する例示でそうなっているので。でもこれだとなからしたらどうするのかというのが今既に明らかなのかなど。

渡辺委員長： ③のカッコの中は何か意味はあるのですか。

事務局： 「複合的な方法」とだけ書いてあると、どういう意味かがわかりにくいので括弧書きで追加している所なのですが。公募して応募がなかった場合にどうするのかという所は下の留意事項の方にも挙げておりまして、応募がなかった場合の対応について留意する必要がある。ここでは「必要がある」ぐらいでとどめているのですが、具体的には応募がなかった場合は①の方法で最後まで絞り込むという方法にするとか、そういうのをあらかじめ決めた上で公募をしていくという話になるのかなと思います。

渡辺委員長： 今回、公募という言葉をおもてにぶら下げておくということは意味があるので、その過程でどちらにするというのは今はあまり言わない方がいいかと思います。③の複合的な方法という意味不明な所で止めておいてもいいんじゃないですか。

事務局： カッコの「途中段階」から「要検討」までは。

渡辺委員長： 要らないということですね。

事務局： 選択肢という意味合いでは、前回お示しした「市があらかじめ決める」という方法は、ここでは削ってしまっているのですが、その辺はどうでしょうか。

渡辺委員長： それは公募に含めていいんじゃないですか。

事務局： 市の中での公募みたいな位置づけにすることですか。

渡辺委員長： そうです。公募という言葉で、私有地からの公募とは限っておりませんから、

公有地からの公募ということでもいいと思うんです。

事務局： 市が決める場合に、昔のやり方とすると、ある程度市が当たりやすい所とかを決めて、必ずしも市の所有地ではないような所、建てられそうな所をあらかじめ言ってしまう、みたいな方法が昔のやり方だったのかなと思うのですが。

中谷委員： 今の話、やり方は従来の方法だけれども、これから進めるプロセスに関しては新しい手法で行くとすれば、別に古い考え方でどうこうということはないと思います。

事務局： そういう意味でここに、④になるのかあれですが、復活させておくのか、そのまま委員長が言っていただいたように、ここの中で処理してしまうのかというあたりを決めいただけたらなと思います。

中野副委員長： 「公有地も含めた公募」と書くということになりますね。

渡辺委員長： 市役所がこの辺はどうかなというふうに提案するのも、委員会の場にさらして審議するわけですね。ですから、それも立派な公募なので、話が違うじゃないかというのを避けるためであれば、「私有地・公有地を含めた公募」という表現の方が誤解がないですね。

そういう事情は私もその地域の者でないからわからないのですが、宝塚はあまり何とか博覧会とかやっていませんから、そういうバブルの残りがないのですが、例えば神戸のポートアイランド2期の所とか、何とか博をやった所というのは、大体土地がめちゃくちゃ高い値段で取引されて、あと誰も来ないという所があるんですね。そんなのがあればここに言ってもいいですが。

事務局： 私の知っている範囲では、今宝塚にそれだけ大きな土地を持っているのはいないと思います。

渡辺委員長： これはそのぐらいにしてよろしいですか。
では、次の案件、事業方式の検討ですね。DBOとかPFIとかBTOとか、3文字ずつ書いているこの話ですね。これも検討方針について決めるということです。事務局からご説明をお願いいたします。

3 事業方式の検討方針について

事務局： 資料ー2の説明

渡辺委員長： 現在は5年間の運転委託ですね。

事務局： 一番上の段落では、直営運転という選択肢も最初は出しているのですが、現在は5年間の運転委託ですので、一番下のフローの中では直営運転というのは最初から今回は除外しております。ただ、これについても、あくまでもメニューとして残しておくべきだというお話であれば復活させることも可能かと考えております。

渡辺委員長： 事務局に聞いていいですか。直営運転でやる場合と現在の運転委託である場合とで、技術職員の技術レベルに変化は起きましたか。というのは、運転委託をすることによって技術職員の技術レベルは低下するのではないかという心配もあるんです。運転委託というぐらいですと、常時一緒にやっているようなものですので、トラブルがあったら一緒に見に行ったり、あるいは全体のフローを描いてみたりというのは多分職員がやっているのではないかと思うのですが、そのあたりで違いがどのぐらい起こってくるのか私も実はピンと来ないです。

事務局： 直営でやっていた頃というのは、今の施設のもう1つ前のときには直営でした。古い施設で、それこそ公害防止設備もあまりないころの、燃やしているだけに近い施設だったかと思います。

今現在、業者さんに運転委託という形ですが、今委員長のご説明があったように、長期計画を立てたり修繕計画を立てるとか、薬品量をどう減らしていくとかというのは実際には市の職員の方が立案しながら現場と協議して試験的なこともしながらやっていますので、今いる職員のレベルというのは決して落ちているとは思いません。ただ、実際に切ったり貼ったりという作業は昔は多分直営のころは一緒にやっていたと思いますが、その辺の部分については業者さんにやっていただいているという格好になっているのかなと思います。

渡辺委員長： それは現状との比較なのですが、PFI的な方法を採用する場合、常識から判断して、ここに書いてある長期包括的運営委託というのは委託期間を10年から20年程度と書いてあるのですが、今どきの焼却施設はほぼ30年使うのが常識になっているんですね。これは最近はどうなっているんですかね。最初この話が出たときは、何でこんなことをやるのか。20年と言ったら、20年で取り壊して更地にして返してくれるのかと思ったら、残り10年間、本当に丈夫かなという状態で引き渡されて、あとは市が運転するんですよ。そんな話はあるかなと憤りを感じたのですが、これからはどうなんでしょうか。

事務局： これは皆さんで議論する話かもしれません、私個人は今委員長が言われたように、30年使って、20年だけ長期包括して、残り10年直営というのは怖くて

とてもできません。どんな形で引き渡ししてもらえるのかというのはすごい不安ですね。やるからには長期包括するのであれば最後までというのがいいと思います。そこで潰して、終わる所まで長期包括の中で見てくださいと。今ここでは 20 年とお示しさせてもらっていますが、委員長がおっしゃるように 30 年使わなければいけないのであれば、30 年やってもらえたらいなと思います。ただ業者側はすごいリスクを背負うことになります。

渡辺委員長： 今、30 年という見積もりを書いてもらえますか。どうですか。

事務局： 30 年で最初から提案をしてもらうということですか。

渡辺委員長： まだ事例はあまりないんじゃないですか。

事務局： ないですね。15 年とか 20 年が一番多いです。意向調査をしたときに、30 年という期間を提示しても、とても答えませんという回答が多いのではないかと思います。

渡辺委員長： そうですよね。そのわりに 30 年使えますとみんなよく言うんですね。

事務局： 難しいのは、メンテナンス費用とランニングコストの相關したときの損益分岐点がどこにあるかという話、そこら辺が難しい所。理想的に言えば 15 年、20 年で建て替えてという、資金力があればできるかもしれません、我々の所でも既に 25 年過ぎて、もう 10 年使おうかとしていますので、35 年というスパンを考えると、将来的にも同じような状況は恐らく続いて、30 年ぐらいは使うのだろうなと思います。それが行政サイドからすると一般的になってくるのかなと。20 年で潰して、というのは、なくなっていくかもしれませんね。

事務局： 大体 20 年ぐらい使ったときに、その先も加えて、例えば 35 年、40 年ぐらい使うのだったら基幹改良工事をしますが、その段階でもう 1 回、基幹改良工事の DBO をやったりします。メーカーとしても今から作る施設が 20 年使った後にどのくらい傷んでいるのかというのが予期できない。つまり基幹改良工事にどれぐらいお金がかかるか予期できないという所で、30 年間というのはちょっと手を引く所があるのかなと思います。

中谷委員： 契約書の交わし方はあまり詳しく知らないのですが、2 段階とか 3 段階の契約を交わすという、そういうシステムは一般的には全くないのですか。例えば 15 年とか 20 年で契約しますよね。もちろん中には当然色々な条件が入るのですが、10 年単位で見直しをするというような文言を入れるような、そういう契約

書は世の中にはないのですか。

事務局： 初めからそれを入れるケースは今はないです。なぜないかと言えば、次期の契約をするという保証になってしまふんですね。

中谷委員： その内容を、それは企業側の考え方もあるし、行政側の考え方もありますよね。それを、どう言つたらいいのか難しいのですが、そういうことを踏まえた2段階という契約は何か。というのは、私も一応企業人でしたが、品質保証の責任というのは、1年とか10年とかきっちりした保証期間がありますよね。しかしそれ以後のメンテナンスも企業が存続している限り、もちろん有料ですが、やる必要があるのではないかという。ちょっと小さな部分から行くと、当然そういう契約が、それは企業側もある程度リスクがあるかもわかりませんが、やはり社会責任みたいな形でそういうのができると、お互いがいいのではないかと思いました。何も企業に責任を持たせるという意味ではなくて、お互いが話し合いができるような契約書というか。結構契約書は難しい、簡単にはいかないですが。

事務局： 行政側としては、次の2期の契約をするときにもやっぱり競争が働いてほしいという考えがあるんですよね。

中谷委員： 企業側ではなしに、行政側ですね。

事務局： ただ、そうは言っても現実的には今までやってきた所しかできないだろうという所がありますので、そこは契約書の中で、まずはそことの契約交渉をするとか、そういった書き方はできるかと思います。「優先交渉権はそこにある」とかですね。

中谷委員： しかし今、社会情勢や経済情勢、環境の変化を考えますと、10年でも長いのではないかと思うのですが、しかし、そういう環境の変化を踏まえた契約みたいなものをこういう長期の場合には何か考えないと。

事務局： 例えば委託期間を20年にした場合に、20年が終った後に今ある施設をどうするのかというのは、その10年前から検討しておかないと駄目ですよね。今だって次に作る施設を10年前から検討しているわけなので。20年の委託期間としたときに、最初の10年が終った後に、そのさらに10年後、作った施設を潰して新しい施設にするのかとか、今ある施設を契約延長して使ってもらうのかという所の検討は始めなければいけない。ですので、先ほどおっしゃられたような10年ごとに見直すというのは、自然とそなざ

るを得ないのかなという所があります。

中谷委員：逆に本来、大型物件だったら、そういう計画を持ってやるべきかもわかりませんね。国とか県とか市とか行政は。難しいですが。

渡辺委員長：そうですよね。例えば、ダムとか50年も100年使うもので、20年たったからあと知らないと言われても困りますよね。

安田委員：これは敷地の広さと関係するのですが、次の設計内容ね。2炉必要ですよね。だけど、3炉つけられるようにスペースを取っておくとか。煙突は使えるとして、将来の改修も考えた設計にしておかないといけないと思います。

渡辺委員長：社会情勢もあって、メーカーさんもどこかが30年やりますと手を挙げたら、ほかが多分困ると思うんです。それで現在は15年もしくは20年というので、私が関わった5、6年前にそういうことがあって、私もびっくりしたのですが、それが常識になっているんですね。最初に15年、20年やりますという所は、大体大きなメーカーさんもしくはメーカーさん系列のメンテ会社なんですね。

メーカー系列じゃない所のメンテ会社、独立系メンテ会社というのも実はありますし、今こちらの宝塚の焼却施設の運転を請け負っている会社は独立系メンテ会社です。独立系メンテ会社はどうするかというと、21年目から30年目までをうちは仕事として取りますと。最初の20年間は競争しても取れません。そういうことをおっしゃるわけです。

そうしたら大きな会社というのは20年間だけ、おいしい所を取って終わりかと。そういううがった見方を昔はしたこともあったけれど、それで共存するのだったらそれはそれでいいのですが、どんなものですかね。それをよしとして受け入れるのか。何も言わなければ多分10年から20年ということでそのままスッと通るのでしょうかけれど、焼却施設は最近は30年、35年使うのが一般的なのですが、ここでは10年、20年というのがあって、それを皆さん認めるかどうかですね。そこはちょっと気になったので。

高橋委員：違う問題でもいいですか。民設民営とありますが、どれだけ行政の指導が入るのか。不具合が発生したときにどれだけそれに関われるのか、その辺の所がすごく曖昧で、本当にそういうことができるのかなというちょっと心配な面があります。

中野副委員長：責任の所在ですね。

- 高橋委員： というのは、そういうことを、原発などでもすごく感じる部分があるので。それと、指導がきっちり入れる体制がないことには、特に市民の生活に関わる部分だから怖い気がするんですね。一番下に 27 年度意向調査を実施して事業方式の検討を行うと書いてありますが、これも 1 つの選択肢として入れるということですね。入れて、この中で考えてくださいという、そういう方針を出すというわけですね。民設民営というのは怖い気がします。実際に今こういうのをやっている所はあるんですか。
- 事務局： 全国で何ヵ所かはっきりとは言えないですが、結構 PFI はやっています。この PFI 法ができたときに、国はまず廃棄物処理施設が最も適しているのではないかということで、廃棄物処理施設から入っていったという経過もあるのですが、今は初期投資の額がすごく、何百億という事業になるので、PFI よりも初期投資のリスクの少ない DBO という、公設民営、建てるときのお金は公が出してあげましょうみたいな形にどちらかというとシフトしているのかなという感じですね。今おっしゃられたように、民設民営でやったときのリスク分担でありますとか責任の所在は、PFI では法的なきっちりしたものを作つて契約を交わすという形になると思います。だからそれなりに行政サイドもしっかりした人間がやらないと駄目だろうとは思います。
- 高橋委員： 長期にわたる中で曖昧になっていく部分というのを感じるんですね。もしこれでするのだったら相当な細かい内容の契約にしないと。30 年この施設が続していく中で、それが守られるという確信が持つてできるものを作つていかないと怖いです。
- 事務局： そういう意味では、留意しなければならない所の 1 つ目に書いています公害防止に係るモニタリングを行政主導で実施できる体制を行政が整えておかないと、チェック機能が行政側にないと、任せて、あとは知らないというわけにはいかないので、そこら辺はきっちりしておかなければいけないと。
- 高橋委員： 行政が常時関わっていっている段階では、行政の側もしっかり勉強していくんだけども、完全に任せてしまうと、行政の方がそういう所が遅っていくんですね。そうすると、民営している所の方が、「こうじゃないですか」と言われたら、「そうですね」ということになっていくという。そういうことがあると思うんです。それが怖いので、行政がしっかり関われる部分を残さないといけないから。その辺を心配しています。
- 中谷委員： 留意点の一番下の「従来方式から維持される、または向上することなど」とあるのですが、この「維持」という言葉はなくしていただきたいような気がしま

す。現状維持というのは、今の世の中の発展途上にあって、ある意味対語ですね。だから、「向上」という言葉は、いい言葉があれば変えて。従来よりは品質が必ずいいものとか何かそういう、従来とは違うと。必ず前進していくというようなそういう言葉にしていただきたいと思います。

渡辺委員長：予算の絡むことでもあるのですが、現状で何か不満でもおありますか。

中谷委員：現状で問題がなかったら、私の土地にでも建てていただきましょうかというようになるのですが。

安田委員：「維持されること」だけでいいんじゃないですか。

事務局：「向上」の方を消すということですか。

安田委員：「従来から」という所もですよね。カッコの中は要らないし。ただ維持される。

事務局：市民サービスの質や環境保全性が維持される。

高橋委員：維持されること、の方がいいですね。

中谷委員：逆に従来方式というのがもう1つの方法ですね。

新しいシステムを導入すれば、基本的に、従来より薬品を多く使うとか、そういう細かい話ではなくて、システム全体として最低限度の品質がある程度決まっていますよね。そうなると、従来方式の維持というのは私はどうもピンと来ないんですね。

渡辺委員長：ただ、実はこの施設を扱っている会社は、多分ここでの管理者だと思うのですが、私の友人です。非常に優秀な人が来ておりまして、あれを従来方式とされると、あれ以上の人にはなかなかいないんですよ。だから、要はこういうのは結構人による所があって、システムではないんですよね。だから、あまりシステム的な話は難しいので。

ただ、従来方式と言っても、なかなかこの文章だけで何かが変わるということはありませんので、信頼関係を保てればそれでいいぶんくなると思うのですが、疑心暗鬼になつたらお互いに何をやるかわからないし。ですから、入れで毎年毎年業者が変わることになると必ず質は下がっていく。管理する能力が市役所側に十分にあるとは私は思っておりませんので。

だから、そういう面では現在の運転委託方式というのは市役所職員もある一定のレベルを保てないとやっていけませんから、そういう面では今的方式という

のはなかなかいいのではないかと思うんです。

それと、PFI にした場合に、法律的には問題がないのかもしれません、廃棄物処理法という法律では一般廃棄物の処理責任は市町村にあると明確に書かれておりまして、責任は絶対に市町村が持たないといけないんです。それで民間委託でということですと、委託している側が責任をしっかりと受け止めないといけないので、その契約は大変なことになります。ですので、それでも規模を大きくして、いわゆるグローバル化した企業が利益のためにということで徹底した管理をして安く調達すればうまくいくのかもしれません、そこまでやりますかということですね。

水道などは、グローバル企業が入ることもありますけどね。ヴェオリアが取ったという話を聞いてびっくりしましたが。いわゆるグローバル企業がまち全体の水道、しかも大都市をガバッと全部買ってしまうんです。お金をもらって、すべてうちがやりますと。すごいお金を生みますものね。

中野副委員長： この委員会の目的として、一番初めに書いてあるのですが、事業方式の検討について検討方針を定めるということになっていますよね。一番下に「PFI 導入可能性調査を実施し、事業方式の検討を行う」ということは、それはやるということに決まっているわけですよね。それでいいですかということですか。PFI の可能性調査を実施することも含めて、ここで挙がっているような多様な方式を検討しますということでいいですかということですか。

事務局： 後者の方です。多様な方式の中から検討していただいて、DBO、PFI というものを選ばれる場合であれば、可能性調査をしておく必要がありますよということです。

渡辺委員長： PFI 可能性調査をして、今あるメニューの運転委託、長期包括、公設民営、民設民営のどれかにしましょうねということですか。

高橋委員： 書いてしまうと、PFI に行っちゃいそうですよね。市としてはそうしたいということですか。何かそんなふうに受け取っちゃうんです、私は。スリム化が必要ということでね。それでいいのかなというのが、あります。

事務局： PFI 導入可能性調査をやられるからと言って、必ず PFI にするというわけではなくてですね。

高橋委員： この書き方では、そう受け取っちゃうんですよ。だから怖いです。

事務局： そこは誤解が生まれているかもしれません。

- 高橋委員： 1つの選択肢かもわかりませんが。
- 事務局： どちらが先かみたいな所はあるかもしれません、規模があまり小さすぎてどこも乗ってきてくれない場合であつたら、いくらこっちが思っていても出来ない部分もあります。最近の事例で行きますと、PFI というのは少数派になっています。
- 高橋委員： 少数派になっているということは、あまり使っていないということですか。
- 事務局： 使っていないというか、業者さんの方もあまり乗ってこない。
- 高橋委員： では、この書き方でない方がいいですね。
- 事務局： PFI 的という意味で、事業方式のメニューの中にある下2つの DBO、PFI、これらを含めて業者さんにこんな条件でやろうと思いますが、みたいなことを聞いて、可能性調査をして、可能性としてはないことはないですよというのを調べた上で、この4つのメニューの中から宝塚市としてはそしたらどれで行きましょうという流れ。可能性調査で、ほぼこんなのは無理でしょう、こんな施設はどこも手を挙げませんよとなれば、否応なしに、運転委託か長期包括的運営委託のどちらかでやらなければ仕方がないという形になっていくのかなと思います。
- 高橋委員： どちらにしろ調査はするんですよね。4つぐらい挙げておけばね。
- 渡辺委員長： 環境省から補助を受けるために調査しておかなければいけないとか、そういうのはあるのですか。
- 事務局： それはないです。初めから直営でやるのだったら、それはやる必要はないです。
- 渡辺委員長： 調査をする目的は何なんですか。
- 事務局： 調査をする目的というのは、DBO とか PFI という選択肢が、選択肢として考えられるかどうかの確認でしょうね。
- 中野副委員長： 選択肢として挙げられるかどうかを調査するということですね。
- 高橋委員： それだと留意点の中にそういう感じで書いていただくとか、そういう選択もあ

りますよということであるのかなと。書かなくても調査は絶対に必要なことだろうし。わざわざ書くということは、この方式でやりますよというふうに取れてしまいます。少数派になってきているということであれば、余計にね。こんな方法もあるけれども、こういう問題がありますよ、留意しないといけないことがありますよということでここに書いているのだから。

事務局： PFI 導入可能性調査について、留意事項の中に「これを選ぶ場合にはこういう調査が必要」ということを書いて、27 年度以降に事業方式の検討をこの中から行うという言い回し方がいいということですね。

高橋委員： そうですね。この中から。この書き方だと、絶対に私はやると思いましたので。

中谷委員： ほかの事業方式にしても、当然、内容の調査とか確認はしますよね。ほかの項目だったら数字がきっちりあって、全部定まっていて、PFI だけが不明な所があるって何か調査をしなければいけないのかと。レベルの低い話ですが、そんなふうに思ってしまいました。

事務局： PFI 導入可能性調査と書いているのですが、その中で PFI と DBO とすべて含めた事業方式の検討を行うということになります。それと、先ほど所長がおっしゃった PFI はだいぶ少数になってきていると言われたのですが、それは上の DBO が多くなってきてるんですね。そういう意味です。補足させていただきます。

高橋委員： 結局建設するお金の出所がどこかということだけの違いなんですね、この 2 つはね。

事務局： そうです。

田中委員： ちょっと説明してほしいのですが、今の建設費、ここに PFI の場合、建設の自由度が DBO よりも高いと書いていますね。これはどういう意味なんですか。自由度というのはどういうことなんですか。

事務局： 金利負担や税負担が DBO の方が大きいというのは、DBO の場合は公が建設費を負担します。補助金とか起債で。その場合の比較と、PFI は完全に民間が資金調達してきますので、そこには当然金利もみんな乗ってくるという意味合いがあっての DBO と PFI の比較で、DBO より PFI の方が金利負担が大きくなってくる。

自由度が高いという所は、極端に言えば、例えば DBO の場合だと、市側が要

求水準書を書きますが、その中にある程度こういう施設を作ってくださいというのを書いてしまうんですね。反対に PFI の場合は、出口条件、例えば排ガスはこれぐらいに抑えてくださいと、その条件だけを出して、それを満たす施設を作ってくださいということを書きます。極端に言えばそういう違います。ただし、最近の傾向としては、PFI の場合でもある程度仕様を決めてしまって、こういう施設を作ってくださいというのは市で指定してしまう場合も多いです。自由度が高いという所は、昔よりは自由度が低くなっているかなと思います。

- 田中委員： 結局、市がするにしてもある程度建設の予算があるわけです。見積もりが。それに沿った、結局それは色々な検討をした上で、これぐらいの予算になるということで、市がやる場合は発注するわけですね。ところが、それを完全に民間委託したときに、その辺の差というのは多少は当然出るでしょうけれども、そんなに格差が出るとは私は思わないのですが。使うものというのは大体同じものを使いますしね。要するにそれを値切るかどうか。安く上げるかどうか。それしかないですよね。だから、結局 PFI がだんだん少なくなっているという状況は、それは自由度がより高いとか、建設費がさらに削減されるというのも、私はそれはあまりないのではと思います。
- 事務局： 自由度を与えれば、建設費を削減できる可能性はあるということなんですね。
- 田中委員： この考え方方は私は何とも言えないですね。
- 安田委員： もちろん敷地までということはないですね。
- 事務局： それは滅多ないです。
- 高橋委員： そうなってくるわけですね。
- 事務局： 確か、倉敷市で実施された PFI では、用地も民間で調達ですね。
- 田中委員： 結局業者に任せると、ダイオキシンが出て、壊さなければいけないようになる。そういうときの責任は市が取るわけでしょう。そうすると、市が二重の赤字になる、財政が。
- 事務局： 自由度を昔よりも与えないという流れになっているのと、自由度が昔より与えられなくなってから、それだけ建設費が削減できない。PFI の場合だと、建設費自体も民間企業が負担する必要があるという所で、昔よりも PFI が少なくな

ってきている理由かなと思います。

PFI を今この段階で削ってしまうのであれば、それも来年度への申し送りとしてありかもしれないです。あくまでも来年度の検討の余地を残した上で、メニューとしては残しておくんだということであれば残しておくというのも選択肢の1つですし。いかがかなと。

渡辺委員長： PFI があまりメジャーでない理由というのは、DBO の方が魅力があるからなんです。PFI はプライベート・ファイナンス・イニシアチブという略ですから、結局民間企業、プライベートですから、税金を払わないといけないとか、金利を払わないといけないということがあって、結局、民間企業が作るにしても結構お金がかかってしまって、ちょっと壁を薄く作るとか、階段の段数を減らすとか、そういう方法で安く作ってもやっぱり金利とか税金で苦しいからということで、PFI は民間企業からしてもあまり旨みがないけれども、DBO で行政側が施設を作ってくれると、行政だから自分で金利を払うこともないし、税金も払わないしということで、市が作ってもらった御殿の中で働く方が旨みがあるということで、そちらの方に今流れているというのが現状だと思います。それにもかかわらず、なぜ PFI によって事業がなされているかというと、やはり行政が最初から作るというのは、そのノウハウがない所がやるよりも、十分ノウハウを持っている企業がどこに作っても同じものを作りますよという、そういう力を持っている所があれば PFI でもいいのですが、ごみというのはどの行政もやっていることなので、あまりそれで旨みはなかったなと思います。ただ、旨みがあると勘違いして、最初、ごみが槍玉に挙がったんですね。ですから、「PFI 導入可能性調査」という言葉は残っているのですが、これも「PFI 的な事業の可能性調査」という言葉、もしくは「事業方式調査」とか、そういうふうに PFI という言葉を極力消して書いてもいいかもしれないし、メニューの中で DBO まで書いて、あと、PFI の B とか O とか T というのは全部消してしまっても問題ないのだったら、その方がコンサル費用も安くなるでしょう。

高橋委員： 本当は公設民営の方は私は好きではないんですけどね。公設民営も、結局民営化で任せてしまうから、本当は好きではないけれども、でも1つ残しておかなければいけないのだったら。

渡辺委員長： 実際、これをここで消すほど、私も勇気がないのですが。

事務局： 我々サイドで行きますと、税金を使ってやっていく中で、費用的な面というのはどうしても言われてきますので、検討したんだと。何も検討せず、危なっかしいから公設公営で行くんですというだけではなかなか通らない。検討した上でこうでしたという形は作っておきたいなとは思うんですね。

中谷委員： 考え方はそうですかね。そうじゃなしに、ある程度意志を持ってやって、これは不要だから検討する余地はないと言ってカットすると、さっきの話ではないけれど、コンサルの費用が下がるとかね。例えばですが、そういうことがあるのでね。ただ、我々側の立場と行政側の立場はちょっと違うので、何かあったら困るという予防の意味もあると思います。でも、それは行政側もある程度きっちりリスクを持って対応するんだというような考え方を持ってもらった方がいいですね。

渡辺委員長： 現状の運転委託方式と公設民営と、比べるとどのくらい違いがあるかですよね。そういった所を調査していただくということで。では、2つ目の議題はよろしいですか。ちょっと今日は立て込んでしまい申し訳ない。

4 その他

渡辺委員長： 3つ目、スケジュールで何かありますか。このままどんどん行くんですよね。

事務局： 3つ目の資料は、先ほどご説明したように、第9回から第11回に「検討委員会の体制についての検討」を含むという話を追加しておりますということです。今後のスケジュールとしては、次回、パブリックコメントの案を出させていただいて、その後パブコメを実施するという流れです。今日いただいた意見をもとに、用地選定の部分と事業方式の部分に手を入れて、第7回までに色々決めていただいたことを1つにして基本構想という形でまとめたものを次回ご提示させていただいて、これをもってパブリックコメントに出させていただきたいと思います。パブリックコメントでまた市民の方から色々なご意見をいただけると思いますので、そのご意見に対してこういう形で考えていますよという回答案を事務局である程度作ったものを3月上旬ぐらいから皆様にお示しして、こういう形で行きたいという形を最後オーソライズされたら、あとは基本構想を答申としてまとめていくということを考えています。

渡辺委員長： 普通の流れだと思います。
では、次回の日程について確認して、それから何かあったら。次回の日程は12月の？

事務局： 12月8日です。時間は2時でお願いしたいと思います。

渡辺委員長： その他、事務局から何かありますか。特にないですか。

事務局： 全体に説明させていただきましたので、大丈夫です。

渡辺委員長： では、これをもちまして、本日の委員会は終わりとさせていただきます。皆様
今日は非常に活発な議論をいただきましてありがとうございました。

平成26年(2014年)11月17日

議事録署名人 田中泰澤



議事録署名人 糸井本順子



議長 渡辺信久



